

(様式1)

現地見学会参加申込書

年 月 日

大阪都市計画局長 様
大阪港湾局長 様

大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンに関するマーケットサウンディングの現地見学会への参加を、以下のとおり申し込みます。

名称		
所在地	〒	
参加可能日時		
参加者	部署・役職	氏名

担当者及び連絡先

氏名	
部署・役職	
TEL	
FAX	
E-mail	

申込期限：令和8年9月14日（月）正午まで

(様式2)

参加資格審査申請書

年 月 日

大阪都市計画局長 様
大阪港湾局長 様

令和8年9月9日付で実施要領が公表された「大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンに関するマーケットサウンディング」に参加するにあたり、実施要領「5. サウンディング参加申込資格」に定められた要件を満たしていること、並びに提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

応募者

名 称 代 表 者 氏 名	印
所 在 地	〒
担 当 部 局 名	
役 職 名 ・ 担 当 者 名	
連 絡 先	所在地 〒
	TEL
	FAX
	メール

参加資格審査申請書

年 月 日

大阪都市計画局長 様
大阪港湾局長 様

令和8年9月9日付で実施要領が公表された「大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンに関するマーケットサウンディング」に参加するにあたり、実施要領「5. サウンディング参加申込資格」に定められた要件を満たしていること、並びに提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

代表企業

名 称 代 表 者 名	印
所 在 地	〒
担 当 部 局 名	
役 職 名 ・ 担 当 者 名	
連 絡 先	所在地 〒
	TEL
	FAX
	メール

【企業グループで応募する場合、代表企業以外の構成員は以下に記名してください。】

名 代 表 者 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
役職名・担当者名	

名 代 表 者 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
役職名・担当者名	

名 代 表 者 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
役職名・担当者名	

名 代 表 者 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
役職名・担当者名	

(様式3)

参加資格審査（変更）申請書

年 月 日

大阪都市計画局長 様
大阪港湾局長 様

所在地 _____

名称及び代表者氏名 _____ 印 _____

令和8年●月●日付で提出した「大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンに関するマーケットサウンディング」の参加資格審査申請書類について、以下のとおり変更したく、併せて必要書類を提出します。

記

変更内容
(例) ・構成員 A の追加に伴う資料の様式●●の差替え及び様式●●追加 ・構成員 B の削除に伴う資料の様式●●の差替え及び様式●●の削除 ・様式●の記載誤りによる資料の差替え など

大阪都市計画局長 様
大阪港湾局長 様

所在地
商号又は名称
代表者名
生年月日

印

誓約書（暴力団排除条例）

当社は、大阪府・大阪市が大阪府暴力団排除条例、大阪市暴力団排除条例に基づき、大阪府・大阪市の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 次のいずれにも該当しません。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者、大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者、又は、大阪市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者 (2) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は当該要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者	はい・いいえ
2 本誓約書1のいずれかに該当する者を委託、請負又は本事業に関して締結する全ての契約の相手方としません。	はい・いいえ
3 受託者等（受託者、請負人及び自社、受託者又は請負人が本事業に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が本誓約書1のいずれかに該当する者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。	はい・いいえ
4 本誓約書1のいずれかに該当する者による不当介入を受けた場合、又は受託者等が本誓約書1のいずれかに該当する者による不当介入を受けたことを知った場合は、警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、大阪府及び大阪市へ速やかに報告を行います。	はい・いいえ
5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者、大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者又は、大阪市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府及び大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
6 大阪府及び大阪市の求めに応じて、本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を警察へ提供することに同意します。	はい・いいえ

守秘義務対象資料の開示に関する誓約書

年 月 日

大阪都市計画局長 様
大阪港湾局長 様

所在地 _____

名称及び代表者氏名 _____ 印

当社は、「大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンに関するマーケットサウンディング」に係る提案書を作成することを目的（以下「本目的」という。）として、本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を大阪都市計画局及び大阪港湾局（以下「府市」という。）に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が提案を行うにあたり守秘義務対象資料を提供する必要のある者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 3 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第2条（秘密の保持）

当社は、府市から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、府市から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、府市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、府市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

府市から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により府市及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により府市及び当社

に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄又は消去の前後を問わず、また当社が大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンに関するマーケットサウンディングに参加しなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより府市又は第三者（府市に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますが、これに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（印刷物等の破棄等）

- 1 守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれに限りません。）は、提案書類の提出をしないことが判明した時点、又は府市が破棄等を求める場合は当該請求後速やかに、すべて破棄又は消去することを約束します。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。

都市開発事業等の業務実績
(平成 28 年 1 月 1 日以降に事業が完成したもの)

企業又は代表企業の名称：〇〇〇〇

業務実績				
実績を有する企業の名称				
業務の内容	事業名称・施設名等			
	所在地			
	事業実施時期			
	当該事業における役割			
	関与形態	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)		
	事業 (関与) 期間			
	敷地面積			
	建築面積			
	延べ面積			
	建物最高高さ			
	事業内容			
	民間都市再生事業計画の認定ありの場合	名称		
		認定事業者名		
区域面積				

- ※ 1 実績は、代表的な実績 1 件の記載で良い。
※ 2 事業関与が確認できる資料 (リーフレット・書籍のコピー等) を添付のこと。

第二次被開示者の名称等届出書

年 月 日

大阪都市計画局長 様
大阪港湾局長 様

企業又は代表企業

所在地

商号又は名称

代表者名

印

当社は、令和 8 年 9 月 9 日付けで実施要領の公表があった「大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンに関するマーケットサウンディング」について、企業又は代表企業として、令和 8 年●月●日に提出した「守秘義務対象資料の開示に関する誓約書」（以下「守秘義務誓約書」という。）第 1 条第 2 項に基づき、当社が提案を行うにあたり守秘義務対象資料を提供する必要がある者として、以下の者を当社の「第二次被開示者」に指定します。また、当社は下記に指定した第二次被開示者に対して、守秘義務誓約書に記載されている事項を遵守させます。

なお、本書は守秘義務誓約書の一部を構成するものとし、守秘義務誓約書第 1 条第 3 項のとおり、第二次被開示者が守秘義務に違反した場合には、当社が守秘義務誓約書に違反したとみなされて責任を負うものとします。

記

■第二次被開示者

所 在 地	
名 称	
代 表 者 肩 書	
代 表 者 名	
本事業における役割	

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加すること。

※ 「本事業における役割」には、担当業務等を記載すること。

※ 第二次被開示者の誓約書の写しを添付すること。

※ 第二次被開示者への守秘義務対象資料の開示は、本届出書の受理通知を大阪府・大阪市から受けるまでは行ってはならない。

破棄義務の遵守に関する報告書

大阪都市計画局長 様
大阪港湾局長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

印

当社は、「大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンに関するマーケットサウンディング」に基づき、守秘義務対象資料及び大阪府・大阪市から開示又は提供された情報（以下、総称して「本秘密情報等」といいます。）の全部又は一部の提供を受けましたが、本秘密情報等の印刷物等（守秘義務対象開示資料の全部又は一部の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録、情報を加工して作成した資料を含むがこれに限りません。）の破棄を完了しましたので報告します。

(様式9)

質 疑 書

年 月 日

大阪都市計画局長 様
大阪港湾局長 様

「大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンに関するマーケットサウンディング実施要領」
等に関して質問がありますので、提出します。

名 称	
所 在 地	〒

担当者及び連絡先

氏 名	
部 署 ・ 役 職	
連 絡 先	所在地 〒
	TEL
	FAX
	E-mail

質 疑 内 容	質疑書（別紙）のとおり
---------	-------------

質疑書（別紙１）実施要領等に関する事項

要領・様式等				内 容
(例) 頁 頁	1 .	(1)	① 様式	(実施要領について)

- ・質問事項は、実施要領等*のどの箇所に関する質問かを明記し、簡潔に要点のみ記載すること。
(※：実施要領及び別様式集)
- ・電子メール（ファイル添付）にて提出のこと。なお、ファイル形式は **Microsoft Word** とすること。
- ・電子メール送付先：大阪都市計画局 拠点開発室 広域拠点開発課 バイエリアグループ
koiki-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

質疑書（別紙２）守秘義務対象資料及び検討資料に関する事項

[illegible]

- ・質問事項は、守秘義務対象資料及び検討資料のどの箇所に関する質問かを明記し、簡潔に要点のみ記載すること。
- ・電子メール（ファイル添付）にて提出のこと。なお、ファイル形式は **Microsoft Word** とすること。
- ・電子メール送付先：大阪都市計画局 拠点開発室 広域拠点開発課 バイエリアグループ
koiki-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンに関するマーケットサウンディング

意見書

令和 年 月 日記入

法人名・所在地		
担当者	部署	
	役職	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	
【意見等】		

※必要に応じて、別紙や参考資料等を添付してください。

大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンに関するマーケットサウンディング

提案書

令和 年 月 日記入

法人名・所在地		
担当者	部署	
	役職	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	
【事業内容及び事業計画等】		

※必要に応じて、別紙や参考資料等を添付してください。